

仕 様 書

1. 契約件名

一般定期健康診断及び特別定期健康診断業務請負契約【単価契約】

2. 業務概要

本業務は、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)及び人事院事務総局職員福祉局長通知「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理等について」に基づく令和6年度における北海道運輸局職員の健康診断及び労働安全衛生法に基づく独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部職員の健康診断を実施する。

3. 健康診断の種類

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 情報機器(VDT)検査
- (3) 石綿検査

4. 実施時期

健康診断は契約締結の日から令和7年2月末日までに実施する。
上記3. の健康診断は同時に行う。

5. 履行期限

報告書の提出期限 令和7年3月31日

6. 検査項目及び受診対象者

別紙1健康診断実施項目一覧のとおり

7. 対象機関及び受診予定人数並びに実施方法

(1) 対象機関

別紙2健康診断計画表のとおり

(2) 受診予定人数

別紙1健康診断実施項目一覧のとおり(現在見込む予定人数であり、変更となる場合がある)

(3) 実施方法

①健康診断会場

(1)の所在地において受注者が手配する検診車、発注者が用意した会場を使用し
て行うものとする。ただし、会場については、別途協議の上、変更することができるも
のとする。

②日程

健康診断は、平日の開庁時間(8時30分～12時、13時～17時)に行うものとする。
実施日数は北海道運輸局(本局)、札幌運輸支局(北海道検査部)は2日、他は
1日とし、具体的な日数、日程については契約締結後適宜受注者が発注者の
指定する担当者と協議の上決定するものとする。

③その他

上記②の日程にて当日受診できない職員については、別途日程等調整協議の上実施するものとする。

8. 検査結果の報告

各対象機関毎に検査終了後、30日以内に報告書として以下のものを各対象機関に提出すること。

ただし、特定健診対象者【年度内年齢が40歳以上75歳以下の受診者】の「特定健康診査結果」については、北海道運輸局に対し、紙媒体または電子媒体により、特定健康診査に係る標準的な質問票を検査終了後30日以内に提出すること。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 健康診断結果通知票(様式自由)(受診者用に封筒詰めしたもの) | 1部 |
| (2) 健康診断結果通知票(様式自由)(事業所用) | 1部 |
| (3) 要精密、要観察者リスト(様式自由) | 1部 |

9. 秘密の保持

- (1) 受注者は、健康診断の個人データを個人情報保護法に基づき、適正に管理するものとする。
- (2) 受注者は、契約等の内容の遵守状況について、8. の報告に併せて任意の書面にて報告を行う。
- (3) 発注者は、特に必要と認める時は、受注者に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は受注者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができる。

10. 健診料金の請求及び支払い

- (1) 受注者は、次の機関毎に実施した人数及び検査項目により請求書を対象機関毎に作成する。

なお、北海道検査部及び各事務所分については、対象機関の内訳がわかるよう1か月分取りまとめ作成する。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ① 北海道運輸局(本局)及び各運輸支局、海事事務所 | 北海道運輸局長あて |
| ② 北海道検査部及び各事務所 | 北海道検査部長あて |

- (2) 請求の時期は、対象機関の健診が終了し検査結果の報告について発注者の検査職員の検査に合格後、上記①又は②に請求する。

なお、北海道検査部及び各事務所分については1か月分取りまとめ翌月に請求する。

- (3) 適法な支払請求書を受理したときは、受理日から30日以内に代金を支払うものとする。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度担当者とは協議することとし、また、詳細については担当者の指示による。
- (2) 本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

健康診断計画表

	対象機関	住所	実施日数
1	北海道運輸局(本局)	札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎	2
2	札幌運輸支局	札幌市東区北28条東1丁目1番1号	2
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部		
3	函館運輸支局	函館市西桔梗町555番24	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部函館事務所		
4	旭川運輸支局	旭川市春光町10番地1	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部旭川事務所		
5	室蘭運輸支局	室蘭市日の出町3丁目4番9号	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部室蘭事務所		
6	室蘭運輸支局苫小牧海事事務所	苫小牧市港町1丁目6番15号	1
7	釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6丁目2番13号	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部釧路事務所		
8	帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目8番4号	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部帯広事務所		
9	北見運輸支局	北見市東三輪3丁目23番地2	1
	独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部北見事務所		